

重層的支援体制整備事業に向けて

1 趣旨

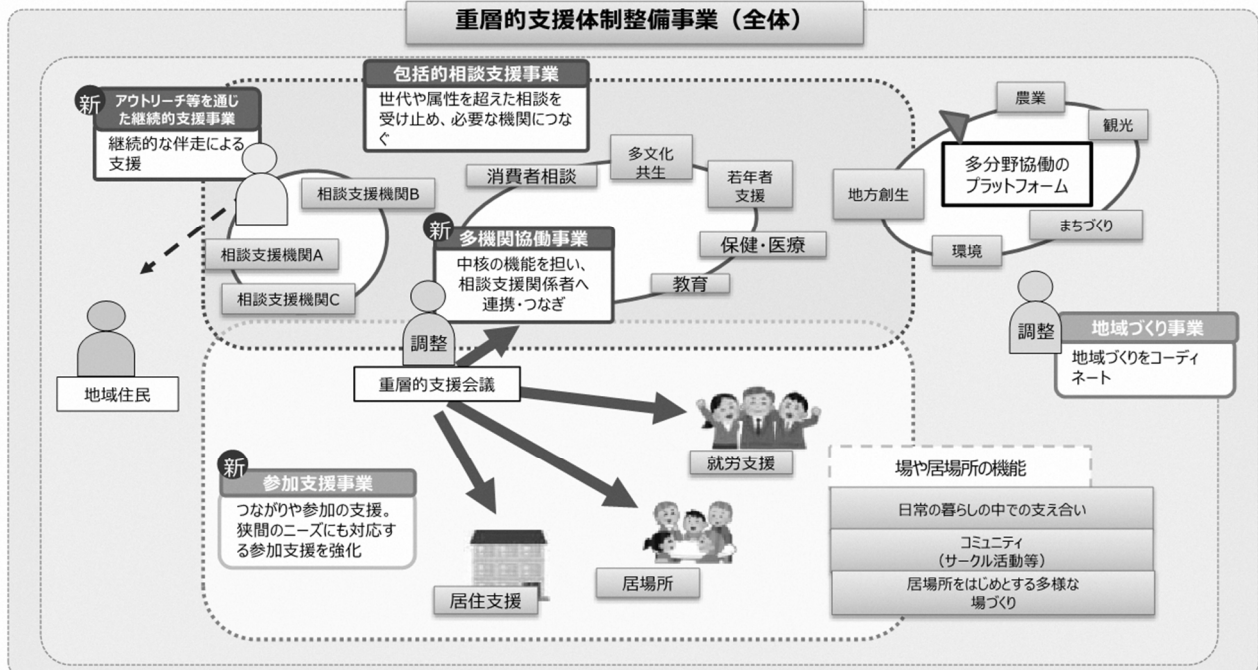
平成29年6月の社会福祉法*の一部改正により、市町村は、「地域共生社会*」の実現を目指した取組の推進に向け、「包括的な支援体制」の整備に努めることとされました。

また、令和2年6月の社会福祉法*の一部改正により、市町村において、「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、これまで、世帯丸ごとの相談をワンストップで受け止める包括的な相談支援体制を整備するとして、段階的に相談体制を再編し、令和5年4月から「福祉子ども相談センター」を設置しました。

本章は、社会福祉法*第106条の4の規定に基づく重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、今後の取組方針を定めるものです。

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



【厚生労働省資料抜粋】

2 取組方針

「福祉子ども相談センター」を核として、市の関係部署及び市社会福祉協議会をはじめとする各種支援機関等と連携し、既存の取組を活かしながら、相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業）、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

また、重層的支援体制整備事業に向けて、市内の関係部署と連携を図り、横断的取組について検討を進めます。福祉関係部署だけではなく、全庁的な取組を行い、課題解決に向けた連携・協働*を行う場として市内連携体制を構築し、令和8年度末までを目標に重層的支援体制を整備します。

事業・取組	内容	担当課
包括的相談支援事業	・高齢、障がい、子ども、困窮などの相談に対し、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める体制を整備します。	福祉子ども相談センター
多機関協働事業	・各関係機関と連携を図り、整備します。 ・複雑化・複合化したケースが円滑に進むように支援します。	福祉子ども相談センター
アウトリーチ*等を通じた継続的支援	・各関係機関と連携を図り、整備します。 ・必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ*等を通じた継続的支援を実施します。	福祉子ども相談センター
参加支援事業	・高齢・障がい・子ども・困窮等について、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施します。	福祉子ども相談センター
地域づくり事業	・高齢、障がい、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施します。	福祉子ども相談センター